

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（組織法）に基づく公害防止組織の整備について

○選任要件と必要資格

特定工場（別紙「環境法令対象施設一覧」の表中の色付きの施設を有する工場。県条例は除く。）は次のとおり公害防止管理者等を選任し、公害防止組織を整備する必要があります。

(1) 公害防止統括者およびその代理者

特定工場の公害防止に係る業務を統括・管理する者。

選任要件	必要資格
常時使用する従業員数が21人以上の特定工場	不要（工場長などを選任）

(2) 公害防止主任管理者およびその代理者

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者。

選任要件	必要資格
ばい煙発生施設と汚水等排出施設をともに設置しており「排ガス量が40,000m ³ /h以上」かつ「排水量が10,000m ³ /日以上」である特定工場	・公害防止主任管理者 又は ・大気関係第1種又は3種 かつ水質関係第1種又は3種

(3) 公害防止管理者およびその代理者

公害発生施設又は公害防止施設の運転・維持・管理・燃料・原材料の検査等を行なう者。

選任要件	必要資格
すべての特定工場	必要（次頁参照）

※「代理者」の選任について

- ・管理者等が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者。
- ・公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者にあつては、管理者と同等の資格必要。

○公害防止主任管理者、公害防止管理者の資格の取得

必要な資格は、「一般社団法人産業環境管理協会」が実施する国家試験に合格又は資格認定講習で必要な講義を受講し修了試験に合格することにより取得できます。

- ①国家試験 毎年10月上旬に開催される試験（筆記試験）
- ②資格認定講習 毎年12月～3月頃に開催される講習（講義と筆記試験）

一般社団法人産業環境管理協会 <http://www.jemai.or.jp/>

公害防止管理者の区分と必要資格

公害発生施設区分		公害防止管理者区分	必要資格
ばい煙発生施設	有害物質発生施設	排ガス量40,000m ³ _N /h以上	大気関係第1種公害防止管理者 ・大気関係第1種
		排ガス量40,000m ³ _N /h未満	大気関係第2種公害防止管理者 ・大気関係第1種又は2種
	有害物質なし	排ガス量40,000m ³ _N /h以上	大気関係第3種公害防止管理者 ・大気関係第1種又は3種
		排ガス量40,000m ³ _N /h未満 10,000m ³ _N /h以上	大気関係第4種公害防止管理者 ・大気関係第1～4種のうちいずれか
汚水等排出施設	有害物質排出	排水量10,000m ³ /日以上	水質関係第1種公害防止管理者 ・水質関係第1種
		排水量10,000m ³ /日未満	水質関係第2種公害防止管理者 ・水質関係第1種又は2種
	有害物質なし	排水量10,000m ³ /日以上	水質関係第3種公害防止管理者 ・水質関係第1種又は3種
		排水量10,000m ³ /日未満 1,000m ³ /日以上	水質関係第4種公害防止管理者 ・水質関係第1～4種のうちいずれか
騒音発生施設		騒音・振動関係公害防止管理者	・騒音・振動関係 ※騒音関係(H17年度までの資格)
特定粉じん発生施設		特定粉じん関係公害防止管理者	・大気関係第1～4種のうちいずれか ・特定粉じん関係
一般粉じん発生施設		一般粉じん関係公害防止管理者	・大気関係第1～4種のうちいずれか ・特定粉じん関係 ・一般粉じん関係
振動発生施設		騒音・振動関係公害防止管理者	・騒音・振動関係 ※振動関係(H17年度までの資格)
ダイオキシン類発生施設		ダイオキシン類関係公害防止管理者	・ダイオキシン類関係